



### <4月の保健目標> 規則正しい生活をしよう・自分の体について知ろう

入学・進級おめでとうございます！！

桜など花がきれいに咲く季節になりました。春らしい陽気の中にも、朝夕は少し冷える「花冷え」の日があります。新しい学年が始まり、期待と緊張が入り混じる4月。体調に気を配りながら、明るく前向きな一歩を踏み出していきましょう。

## \* 4月の保健行事 \*

10(金)	身体計測(3・4年) 緊急連絡カード・保健調査票・結核に関する問診票提出(2~6年)
13(月)	身体計測(ひまわり・1・2年) 緊急連絡カード・保健調査票・結核に関する問診票・心臓検診調査票提出(1年)
14(火)	身体計測(5・6年)
15(水)	視力検査(4・6年)、身体計測(欠席者)
16(木)	視力・聴力検査(ひまわり・2-1・2-2・2-3)
17(金)	視力・聴力検査(1-1・1-2・2-4・2-5)
20(月)	視力・聴力検査(1-3・1-4・5-1・5-2)
21(火)	心臓検診(1年)
22(水)	視力・聴力検査(3-1・3-2・3-3・3-4)
23(木)	耳鼻科検診(全)
24(金)	視力・聴力検査(5-3・5-4)
27(月)	尿検査一次配付
28(火)	尿検査一回回収(全)
30(木)	尿検査一回回収予備日(全)

五小は養護教諭が2人います。ほけんだよりでは、心と体の健康を守りながら過ごしていくための情報を毎月お伝えして、みんなが元気で楽しく学校生活を過ごしていけるようにサポートしていきます。1年間、宜しくお願いします。



## 保健室に入るときの3ステップ

1 あいさつをする

しつれいします

2 自分のクラスと名前を言う

〇年〇組  
〇〇〇〇です

3 来た理由を伝える

転んで  
ひざを  
すりむきました



### 保健関係提出書類について

<2~6年> ◆緊急連絡カード ◆保健調査票 ◆結核に関する問診票	<b>4月10日(金) までに提出</b>
<1年> ◆緊急連絡カード ◆保健調査票 ◆結核に関する問診票 ◆学校心臓検診調査票	<b>4月13日(月) までに提出</b>

### 色覚検査について

先天性色覚異常は、男子の20人に1人、女子の500人に1人の割合にみられます。色によって見分けにくいことがある程度ですが、色を使った授業の一部が理解しにくいこともあります。本人には自覚のない場合が多く、就職にあたって初めて色覚による就業規制に直面するという例も報告されています。そのため本校では、今年度も希望者のみ色覚検査を実施いたします。希望される方は、担任又は保健室まで連絡帳で御連絡ください。

\\ お世話になります! //

# 学校医・学校薬剤師の先生方



- 【内科】 池田 直弥 先生
- 【耳鼻科】 増田 毅 先生
- 【眼科】 谷合 厚 先生
- 【歯科】 須田 勝行 先生 ・ 江夏 裕峰 先生
- 【薬剤師】 星野 純貴 先生

健康診断のときはもちろん、学校の活動でけがや病気になったとき、学校保健委員会など、みなさんの健康的な学校生活をさまざまな面からサポートして下さる先生方です。来校された際には、きちんとあいさつをしましょう！

## 朝の支度がスムーズになる 声かけのコツ



幼児は時間の感覚が未発達なので、朝の支度が思うように進まないことも珍しくありません。そんなときは声かけを少し工夫してあげると、お子さんの行動を促しやすくなります。

声のかけかた

### 見通しをもたせる

朝ごはんを食べたら歯をみがこう  
次に何をしたらいいのかが分かり、安心して動けるようになります。

### 選択肢を作る

赤い服と青い服、どっちがいい？  
自分で決定したという満足感で行動しやすくなります。

### 遊びに変える

どっちが早くできるか競争しよう  
ゲーム要素でやる気アップ。前向きに取り組みやすくなります。



## いざというときのために知っておきたい ●○●災害共済給付制度●○●

災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）とは？

学校で起こったケガなどで病院に受診し、一定以上の医療費を支払った場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が払われます。これを「災害共済給付制度」といいます。

もちろんケガがないことが一番良いですが、いざというときのために知っておいていただくと安心です。総医療費5000円（自己負担3割の場合、支払いが1500円）以上が対象です。専用の申請書類があるので、保健室にお問い合わせください。詳しい保証内容については、学校安全Webホームページをご覧ください。

学校管理下でのケガなどが対象です

- 学校の授業中
- 部活動中
- 校外学習中
- 休憩時間中
- 大掃除の時間
- 登下校中

請求には時効があります

医療機関等を受診した月から2年間請求を行わないと、給付金が受けられません。  
必要書類のご提出は、余裕をもってお願い致します。